

税理士法に関する改正要望について

令和8年6月25日



日本税理士会連合会

要 望 概 要

納税者の信頼と期待に応え続けることは税理士の使命であり、そのためには時代に即応した制度構築に向けた不断の検証が欠かせない。殊に、税理士を取り巻く環境が劇的に変化する現状においては、随時の改正をも視野に入れて検討を深める必要がある。

令和4年税理士法改正の進捗を基礎とし、次世代を担う人材の確保、税理士の専門性の更なる深化と業務の高度化、更には持続可能な会務運営の確立を期し、次のとおり税理士法の改正を要望する。

改正項目	主な改正条項
I 次世代を担う人材の確保 1 簿記論又は財務諸表論のいずれか1科目に合格した者に税法科目の受験資格を付与すること。	法5①
II 税理士の専門性の更なる深化と業務の高度化 2 登録前研修の受講により税理士の資質を担保する措置を講じること。 3 帳簿作成義務のあり方を見直すこと。 4 任意後見の関連業務にあたる見守り契約や死後事務委任を税理士法人が行えるようにすること。 5 税理士法人の解散事由に「社員の欠亡」を追加すること。	規則11② 法41 規則21二 法48の18
III 持続可能な会務運営の確立 6 税理士会支部の統合の要件を見直すこと。	通達49の3-1

1 簿記論又は財務諸表論のいずれか 1 科目に合格した者に税法科目の受験資格を付与すること。

令和4年税理士法改正における受験資格要件緩和の効果をより確かなものとするため、簿記論又は財務諸表論のいずれか1科目に合格した者に税法科目の受験資格を付与すべきである。

【要望の背景】

令和4年の受験資格要件の見直しにより会計学科目の受験資格が撤廃された一方、会計学科目に合格した受験生が学歴等の要件を満たせず、税法科目の受験ができない状況にある。受験資格の水準を維持しつつ、会計学科目合格者を税法科目の受験資格要件に加えることで、意欲ある若者が途切れることなく学習を継続し、受験できる環境を整える。

現行		受験資格（税法科目のみに適用）				
学識			資格		職歴	
大学・短大・高専 卒業者	大学3年次 以上で62単位 取得者	一定の専修学校 の専門課程 修了者	司法試験 合格者	公認会計士 短答式試験 合格者	日商簿記1級 or 全経簿記上級 合格者	2年以上の一定の 会計・法律 事務経験者
社会科学に属する科目の履修						

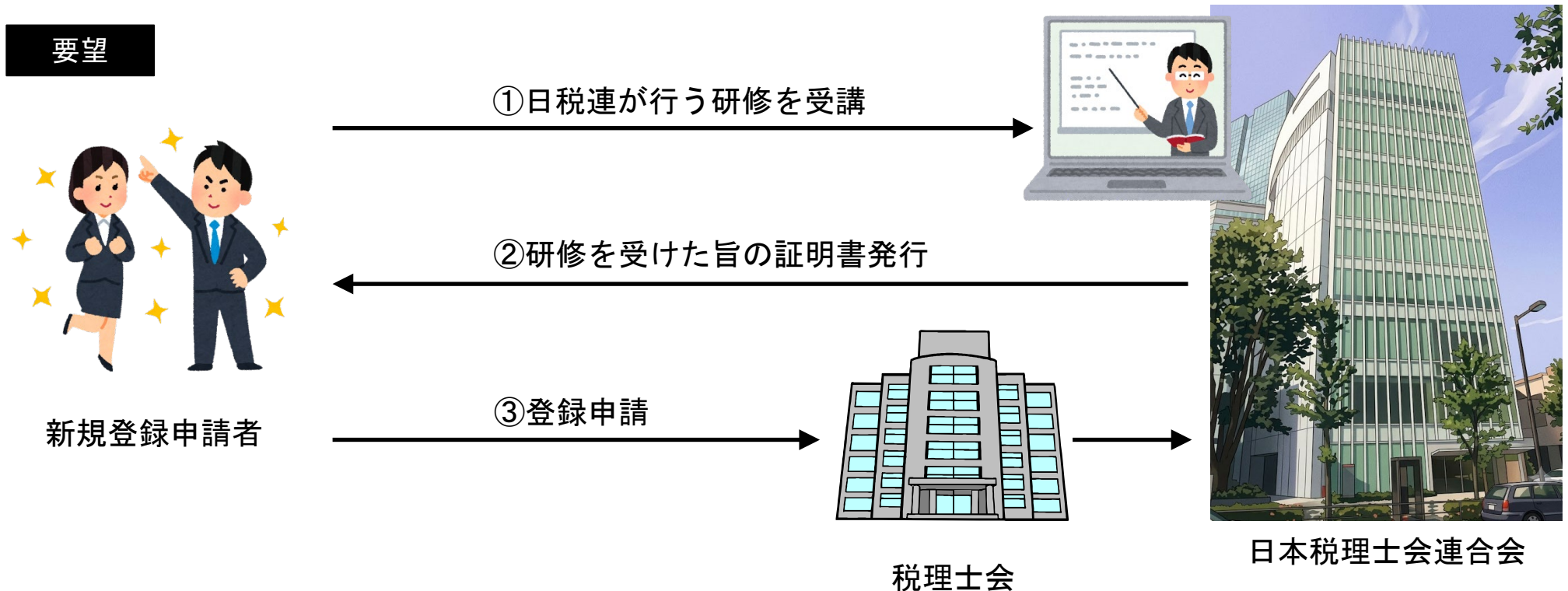
要望		受験資格（税法科目のみに適用）				
学識			資格		職歴	
大学・短大・高専 卒業者	大学3年次 以上で62単位 取得者	一定の専修学校 の専門課程 修了者	司法試験 合格者	公認会計士 短答式試験 合格者	会計学科目の いずれか一科目 合格者	日商簿記1級 or 全経簿記上級 合格者
社会科学に属する科目の履修						2年以上の一定の 会計・法律 事務経験者

2 登録前研修の受講により税理士の資質を担保する措置を講じること。

法第3条に規定する「税理士となる資格を有する者」について、納税義務の適正な実現を図るうえで必要な租税法、インボイス制度、電子帳簿保存法その他DXやAIの活用に関する事項、税理士法及び税理士の職業倫理等に関する基礎的な知識の習得を担保するため、登録前において必要最低限の研修を受講することとすべきである。

【要望の背景】

税理士は試験合格や免除、他資格など資格取得の経緯が多岐にわたり、専門分野も異なる。インボイス制度や電子帳簿保存法など、近年の急速な制度変化や高度化する実務への対応に加え、税理士制度を維持・発展させるための会務の重要性も高まる中、業務開始にあたり、試験等では問われない税理士法や職業倫理を含め、最新の基礎的な知識を一律に底上げし、納税者からの信頼を確固たるものにするための制度的な仕組みが不可欠となっている。



3 帳簿作成義務のあり方を見直すこと。

税理士業務処理簿については、日税連で標準様式を定めているものの、多くの会計ソフトでは日常の業務処理の延長でほぼ自動的に作成し得ることもあり、標準様式でない独自の様式を用いている税理士も多い。電磁的記録の場合、必ずしも法第41条にいう「委嘱者別に、かつ、1件ごとに」記録されているとは限らないが、納税者に対して不利益を及ぼさない限りにおいて、そのような独自様式も容認すべきである。

【要望の背景】

現行の主要ベンダーソフトには税理士業務に関する帳簿が一連のものとして組み込まれているが、実務では税務代理や書類作成、相談が混然一体となっており、個別に切り離して記録する現行の帳簿区分は形骸化している。この記録のためだけに別途帳簿を作成することは、業務遂行上、生産的ではない。日常業務の過程で作成される記録や、システムで自動出力されるデータ等を柔軟に業務処理簿として認めるなど、二重の手間を解消し、併せて税理士のDXを推進する。

現行

税理士法41条①

税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

業務処理簿（標準様式）

【記載例】【作成者名:			】【作成期間:自: 年 月 日~至: 年 月 日】							
整理 番号	業務区分	委嘱者(住所・氏名)	内容(税目等)	てん末	処理年月日	添付 書面	税務代理権限証書 提出日	担 当 税 理 士		備
								社員・所属	氏 名	
1	代理・作成・相談	* 区 * * 町 * * - * * * * 商事(株)	平成 * 年 * 月期 法人税、消費税確定申告	確定申告書作成		有		社	* * * *	
2	代理・作成・相談	* 区 * * 町 * * - * * * * * *	相続税税務相談	小規模宅減 (詳細別紙参照)					* * * *	
3	代理・作成・相談	* 区 * * 町 * * - * * (有) * * 商店	平成 * 年 * 月期 法人税調査立会	修正申告書提出 (詳細別紙参照)	* 年 * 月 * 日	有・無	* 年 * 月 * 日	社・所	* * * *	
4	代理・作成・相談	* 区 * * 町 * * - * * * * * *	平成 * 年分 所得税確定申告	確定申告書提出	* 年 * 月 * 日	有・無	* 年 * 月 * 日	社・所	* * * *	

要望

業務処理簿を電磁的記録により作成している場合には、「委嘱者別、1件ごと」の要件を撤廃

- ・電磁的記録であれば検索が容易
- ・税理士法2条の3の趣旨を踏まえ、税理士のデジタル化を促進する効果

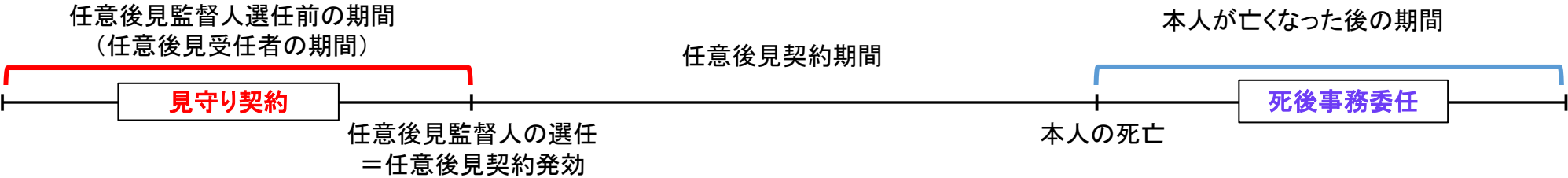
4 任意後見の関連業務にあたる見守り契約や死後事務委任を税理士法人が行えるようにすること。

令和4年税理士法改正において、税理士法人が成年後見事務を行えることとなったが、「任意後見契約関連業務」「見守り契約」「死後事務委任契約」等については、税理士法人の業務範囲に含まれるかどうか明確ではない。①後見業務の一体性の確保、②高齢化社会における継続的支援の必要性、③他士業法人が後見等業務に附帯する業務を行えることとの均衡に鑑み、これら関連業務も税理士法人の業務範囲に加えるべきである。

【要望の背景】

令和4年改正で税理士法人の成年後見業務への参入が可能となったが、認知症発症前から逝去後に至るまで、高齢者を一貫して支えるためには「見守り」や死後事務等の周辺業務の提供が不可欠である。これらの一連の事務を、法人として包括的に提供できるかどうかの法的根拠が明確ではない現状は、顧客の安心感や利便性を損なうおそれがある。超高齢社会における税理士法人の役割を十分に発揮させる環境を整備し、令和4年改正の効果を確実にする必要がある。

要望	現行
○税理士法施行規則 21条(税理士法人の業務の範囲) 法第48条の5に規定する財務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務(他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く。)を業として行う業務 二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務(これらの業務に附帯し、又は密接に関連する業務を含む。) 三 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務	同左 一 同左 令和4年改正で追加された業務 二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務 三 同左



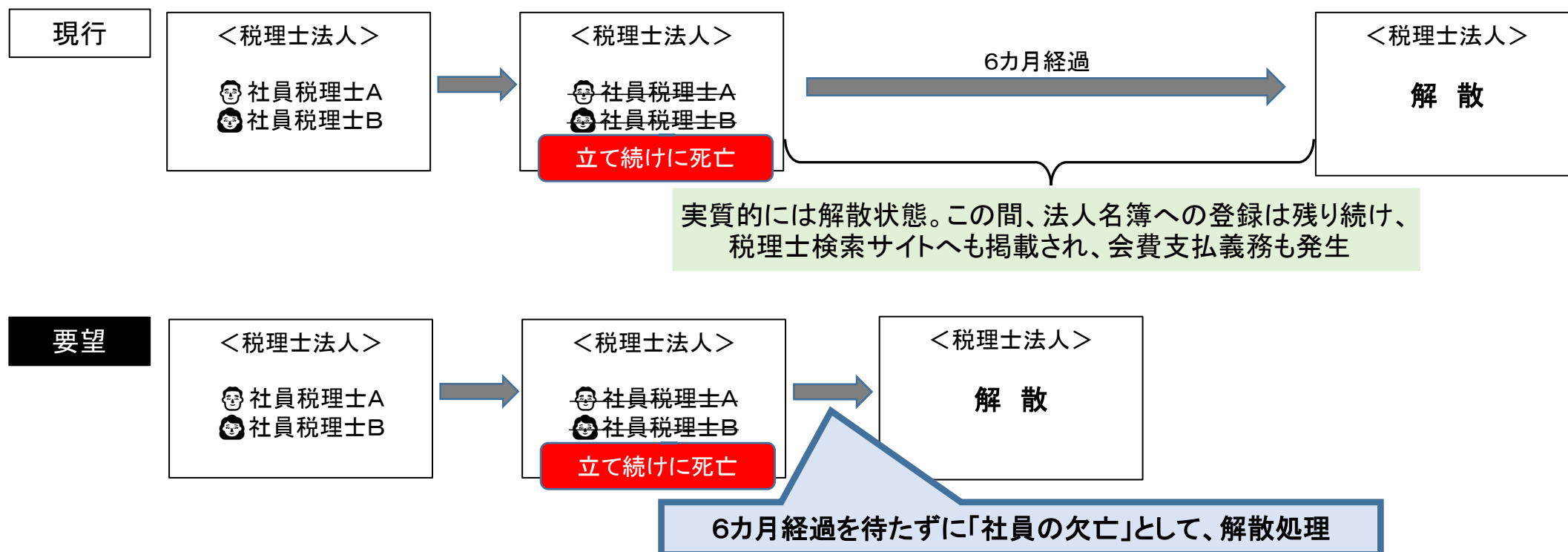
5 税理士法人の解散事由に「社員の欠亡」を追加すること。

税理士法人の社員税理士が0人(欠亡)となった場合、解散・清算終了手続きが適切になされずに税理士法人が登記簿や税理士法人名簿に残り続ける事案が発生している。

このような状況を回避するため、法第48条の18第1項の解散事由に「社員の欠亡」を追加すべきである。

【要望の背景】

税理士法人の社員が立て続けに死亡するなどして0人となった際、現行法では一定期間を経なければ法定解散とならず、日税連の名簿等に残り続けて納税者に誤認を与え、非税理士行為の温床となるおそれがある。また、実質的な解散状態にあっても会費の滞納が生じるほか、自主的な清算手続きが進まない場合は税理士会が利害関係人として裁判所に清算人選任の申立てを行うなどの多大な負担が生じている。法人の名簿等の正確性を早期に確保し、適正な管理を行うための不備を解消する必要がある。



6 税理士会支部の統合の要件を見直すこと。

社会経済状況の変化に伴い、税理士会支部の事務が複雑化し、事務量も増大していることから、支部運営の合理化を図る必要がある。

したがって、税理士法基本通達49の3－1に定める支部統合の要件を見直すべきである。

【要望の背景】

地方を中心とした一部の支部において会員数が減少し、支部組織を維持するための予算や役員の担い手の確保が困難になりつつある。一方で、税務支援、租税教育、研修など、支部に求められる事務負担は増大しており、少人数の支部では運営体制の限界を迎えている。社会情勢の変化に対応し、持続可能で強固な組織基盤を構築するためには、従来の基準に縛られない柔軟な支部統合を可能にする必要がある。

■会員数の少ない支部(令和6年3月末時点)

税理士会	20人以下	21～50人
千葉県	0	4
関東信越	9	10
近畿	9	20
北海道	1	5
東北	19	18
東海	3	2
北陸	2	3
中国	11	12
四国	7	11
九州北部	4	9
南九州	16	12
沖縄	3	0
合計	84	106

※全国の支部数は493

現行

税理士法49条の3

税理士会は、一の税務署の管轄区域ごとに支部を設けなければならない。ただし、国税局長の承認を受けたときは、隣接する二以上の税務署の管轄区域を地区として支部を設けることができる。

2 支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う。

税理士法基本通達49の3－1

法第49条の3第1項ただし書に規定する「国税局長の承認」は、原則として、次に掲げる各要件を具備する場合に行うものとする。

- (1) 申請に係る複数署支部の地区が同一の税理士会の区域内であること
- (2) 申請に係る複数署支部の地区における税理士数の最も多い税務署の管轄区域を除き、それ以外の税務署の管轄区域内の税理士数がそれぞれ20名以下であること

要望

通達に規定する国税局長の承認について、形式基準を廃止し、
①税務支援の円滑な運営、②税務当局との円滑な連絡・調整、などが
可能な支部体制の構築を条件とする実質基準に見直すべき。